
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 9 号
令和 2 年 3 月 16 日

那覇市監査委員	久	場	健	護
〃	宮	里	善	博
〃	宮	城		哲
〃	古	堅	茂	治

令和元年度後期定期監査の結果について（公表）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項に基づき実施した令和元年度後期定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年度後期定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく財務事務の執行に関する定期監査

第2 監査の対象

1 対象範囲

平成30年度に執行された予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等の財務に関する事務。（必要と認めた現年度分及び過年度分を含む。）

2 対象部署

(1) 市民文化部

市民生活安全課、まちづくり協働推進課、ハイサイ市民課、文化振興課、文化財課

(2) 環境部

環境政策課、廃棄物対策課、クリーン推進課、環境保全課、環境衛生課

(3) 会計管理者

出納室

(4) 議会事務局

庶務課、議事管理課、調査法制課

(5) 上下水道局

総務課、企画経営課、料金サービス課、水道管理課、配水課、水道工務課、下水道課

(6) 監査委員

監査委員事務局

第3 監査の期間

令和元年10月15日から令和2年3月3日まで

第4 監査の重点事項及び主な着眼点

1 重点事項

次の歳入が適正に管理されているか確認する。

(1) 一般会計

ア 第13款(使用料及び手数料)

イ 第16款(財産収入)

(ア)第1項(財産運用収入)第1目(財産貸付収入)

(イ)第2項(財産売払収入)第1目(不動産売払収入)及び第2目(物品売払収入)

ウ 第20款(諸収入)

(ア)第3項(貸付金元利収入)

(イ)第5項(雑入)のうち、調定額が100万円以上のもの

(2) 水道事業会計

- ア 収益的収入 第1款(水道事業収益)
 - (ア)第1項(営業収益)第1目(給水収益)
 - (イ)第1項(営業収益)第2目(その他営業収益)の手数料、加入金及び雑収益のうち、調定額が100万円以上のもの
 - (ウ)第2項(営業外収益)第5目(土地物件収益)
 - (エ)第2項(営業外収益)第6目(雑収益)のうち、調定額が100万円以上のもの
- (3) 下水道事業会計
 - ア 収益的収入 第1款(下水道事業収益)
 - (ア)第1項(営業収益)第1目(下水道使用料)、第3目(再生水売却収益)及び第4目(その他営業収益)
 - (イ)第2項(営業外収益)第6目(土地物件収益)
 - (ウ)第2項(営業外収益)第7目(雑収益)のうち、調定額が100万円以上のもの
 - (エ)第3項(特別利益)第2目(その他特別利益)のうち、調定額が100万円以上のもの
 - イ 資本的収入 第1款(資本的収入)
 - (ア)第4項(その他資本的収入)第1目(水洗便所改造等資金貸付金返還金)及び第2目(固定資産売却代金)

2 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則第22条別項「第1財務事務監査の着眼点」に準じ、主として以下の事項とした。

(1) 予算の執行及び事務処理

- ア 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 収入事務

- ア 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- イ 収入の消込み誤り、漏れ及び遅延しているものはないか。
- ウ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

(3) 支出事務

- ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- イ 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。
- ウ 請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。
- エ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。

(4) 契約事務

- ア 一般競争入札、指名競争入札による場合、その理由は適正か。
- イ 随意契約による場合、その理由は適正か。
- ウ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- エ 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。

(5) 財産管理事務

- ア 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。
- イ 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。
- ウ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。
- エ 基金設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、确实、効率的に運用されているか。

第5 監査の主な実施手続

- 1 監査対象部署に係る書類の提出及び提示を求める。
- 2 事務局職員による予備監査を行う。
- 3 監査委員による監査を行う。
- 4 指摘事項等についての弁明、見解等の機会を付与する。

第6 監査の実施場所及び主な日程

- 1 実施場所
対象部署、上下水道局及び監査会議室(本庁舎12階)
- 2 主な日程
 - (1) 実施通知日：10月15日(火)
 - (2) 事務局職員による予備監査：12月13日(金)～12月18日(水)
 - (3) 監査委員による監査：1月30日(木)、2月4日(火)、2月6日(木)
 - (4) 弁明、見解等の聴取：2月27日(木)（申し出なく実施なし）

第7 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、2指摘事項等に述べるとおり、一部に改善を要する点があった。

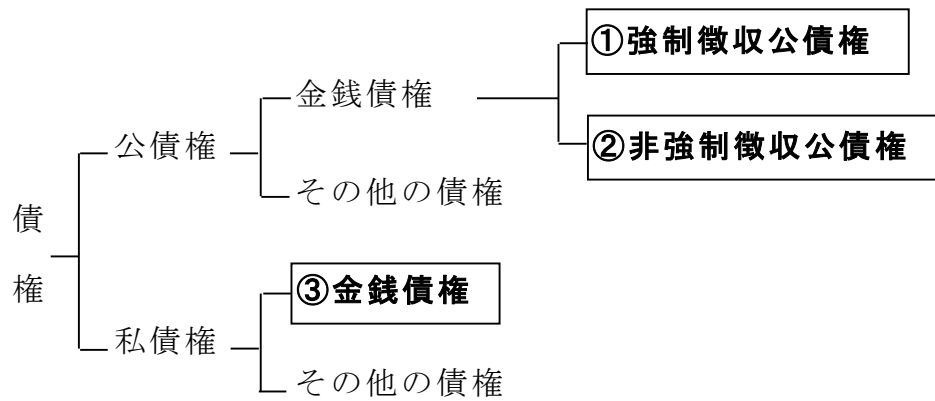
なお、軽微な事項については、口頭による指導を行った。

1 重点事項

対象とした歳入は、地方自治法第237条第1項が規定する債権であり、那覇市が管理する財産の一つである。

当該債権は、公法上の原因に基づいて発生する公債権又は私法上の原因に基づいて発生する私債権を問わず、同法第240条第1項が規定する金銭の給付を目的とする那覇市の権利（以下「金銭債権」という。）である。

公債権である金銭債権は、①強制徴収公債権と②非強制徴収公債権に分類され、③私債権である金銭債権を含めた3種類の金銭債権が那覇市の財産である債権となる。



今回、監査対象20部署のうち対象となった歳入は、15部署90件（公債権60件、私債権30件）であった。

これらの歳入について、以下の視点で監査を行った。

- (1) 歳入の内容、発生根拠、債務者等の必要事項は明確に把握されているか。
- (2) 履行期限までに履行されていない歳入について、督促がなされているか。
- (3) 収入未済の状況の記録は適正に行われているか。

監査の結果、公債権又は私債権の区分及びその管理はおおむね適正になされていると認められた。

これらの金銭債権は、管理の方法及び時効制度等について法令上それぞれ異なる取扱いとなっているので、この点に留意し、今後とも適切な債権管理に努められたい。

2 指摘事項等

各課の指摘事項等については、次のとおりである。

(1) 指摘事項等の件数

(単位：件)

区 分（※注） 部局・課名	指摘事項等の件数				
	指摘事項	是正事項	注意事項	要望事項	合計
市民文化部	-	-	1	-	1
市民生活安全課	-	-	-	-	-
まちづくり協働推進課	-	-	1	-	1
ハイサイ市民課	-	-	-	-	-
文化振興課	-	-	-	-	-
文化財課	-	-	-	-	-
環境部	-	-	1	1	2
環境政策課	-	-	-	-	-
廃棄物対策課	-	-	-	-	-
クリーン推進課	-	-	1	-	1
環境保全課	-	-	-	1	1
環境衛生課	-	-	-	-	-
会計管理者	-	-	-	-	-
出納室	-	-	-	-	-
議会事務局	-	-	2	-	2
庶務課	-	-	2	-	2
議事管理課	-	-	-	-	-
調査法制課	-	-	-	-	-
上下水道局	-	-	-	1	1
総務課	-	-	-	-	-
企画経営課	-	-	-	-	-
料金サービス課	-	-	-	1	1
水道管理課	-	-	-	-	-
配水課	-	-	-	-	-
水道工務課	-	-	-	-	-
下水道課	-	-	-	-	-
監査委員	-	-	-	-	-
監査委員事務局	-	-	-	-	-
合 計	-	-	4	2	6

（※注）指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

- (1) 指摘事項：重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。
- (2) 是正事項：改善を要する悪い状況を改め正すこと。
- (3) 注意事項：好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。
- (4) 要望事項：予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

(2) 各部署の指摘事項等

【市民文化部】

○ まちづくり協働推進課

ア 制限付一般競争入札の執行について（注意事項）

なは市民協働プラザ施設管理業務委託ほか6件の業務委託については、制限付一般競争入札により契約を締結している。

これらの制限付一般競争入札においては、業務内容に応じて、入札に参加するものに必要な資格が設けられ、資格を満たしているか等を確認したうえで、落札者が決定される。

当該各委託に係る入札実施公告において、落札候補者には資格審査書類の提出が義務付けられているにもかかわらず、当該書類の提出を求めることなく業者登録名簿を確認するにとどまっている。

当該名簿は、競争入札への参加資格者を登録した名簿であり、これらの業務委託に必要な資格を確認できるものではない。

制限付一般競争入札の執行に当たっては、入札実施公告等に則った適正な事務処理に努められたい。

【環境部】

○ クリーン推進課

ア スプリング入りマットレス等解体業務委託について（注意事項）

平成30年度スプリング入りマットレス等解体業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により那覇市シルバー人材センターと随意契約を締結している。

同条の規定により随意契約を締結する場合は、普通地方公共団体の規則で定める手続きによることが求められており、那覇市契約規則第21条において当該手続きが定められている。

しかしながら、当該業務委託については、同条第2号に定める契約締結後の契約者の名称、契約者とした理由等の契約の締結状況の公表が行われておらず不適正な事務処理となっている。

契約事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 環境保全課

ア 国場川水あしび実行委員会負担金について（要望事項）

国場川水あしび実行委員会負担金は、国場川水系の水質浄化、環境保全の啓発活動のためのイベントを開催することを目的として設置された本市、豊見城市ほか6市町等で構成される「国場川水あしび実行委員会」への負担金であり、平成30年度負担金として30万6,000円が支出され

ている。

当該実行委員会の経費は、本市、豊見城市からの負担金や繰越金等で運営されているが、本市が支出している負担金については、当該実行委員会の会則等において、根拠となる定めがない。

負担金支出に当たっては、会則等において、その支出根拠を明確にするよう努められたい。

【議会事務局】

○ 庶務課

ア 政務活動費返還金（過年度分）について（注意事項）

政務活動費返還金（過年度分）については、那覇市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第2項の規定により提出された収支報告書に基づき精算され、返還された20件の政務活動費である。

当該返還金は、平成30年6月27日及び同月29日に調定が行われ、納期限を指定せずに納付通知書を作成し、送付している。

那覇市会計規則第23条第3項は、「納付通知書等に指定する納期限は、特に定めがあるものを除くほか、調定の日から10日以内とする。」と規定しており、納期限を指定すべきであった。

政務活動費返還金収納に当たっては、当該規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

*なお、本件監査については、議会選出の古堅茂治委員は地方自治法第199条の2に規定する監査執行上の除斥に該当したため、関与していない。

イ 資金前渡金の精算遅れについて（注意事項）

会派視察に伴う出張旅費のため受領した前渡金について、用務終了日（支払い日）は平成30年12月21日、精算日は翌年1月23日となっており、精算が26日間遅延している。ほかにも前渡金の精算が遅延している事例が散見された。

資金前渡金の精算について、那覇市会計規則第57条第1項第3号は、その他の前渡金は、支払いが終了した日から（出張先で支払った経費については帰庁後）7日以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡金の精算事務に当たっては、当該規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【上下水道局】

○ 料金サービス課

ア その他特別利益に係る未収金について（要望事項）

本市と浦添市は、浦添市前田地区の公共下水道を本市の公共下水道に

接続することについて、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき協議し、昭和62年3月に協定書を締結しているが、平成29年12月に浦添市からの報告で、平成11年2月から平成29年9月までの18年間で新たに接続された建物からの排出汚水量等の報告が漏れ、この間の下水道使用料が未払いとなっていることが判明した。

当該未払いとなっていた下水道使用料に係る本市の支払い請求に対し、浦添市から直近5年分については支払いがあったものの、過去5年を超える期間分については消滅時効の完成を主張しており、支払われていない。

本市は、当該未払いとなっている下水道使用料から沖縄県中部流域下水道維持管理負担金同等額及び浦添市下水道徴収事務手数料同等額を控除した1,103万4,429円を当該協定書第2項の規定に基づき平成30年11月末に請求を行ったが支払いはなく、令和元年5月末及び令和2年1月にも請求を行っているが、今回の監査時点でも収納には至っていない。

引き続き、浦添市との協議等を進めるとともに、浦添市の消滅時効完成の主張を踏まえた適正な債権管理に努められたい。

3 その他意見

(1) 上下水道局における工事請負費予算の執行率について

上下水道局における工事請負費について、予算額に対する支出負担額割合を示す支出負担率が水道事業分で48.55%、下水道事業分で27.27%であり、予算額に対する執行済額割合を示す執行率が水道事業分で0.70%、下水道事業分で4.66%といずれもかなり低い状況である。

水道事業及び下水道事業については、繰越事業が多いため、現年度事業が遅れ、翌年度に繰り越すことがここ数年続いている。

執行率の向上を図るには、詳細な現状分析を行うとともに具体的な対策を検討し、実施する必要がある、場合によっては事業計画の見直しなども検討し、執行率の向上に努められたい。

(2) 指名競争入札及び随意契約について

今年度前期定期監査においても述べたが、指名競争入札及び随意契約に係る起案において、根拠条文のみを記載し、なぜその条項が適用されるのか具体的な理由の記載がないもの、更には根拠条文等の記載すらないものが見られた。

地方自治法第234条第2項は、指名競争入札及び随意契約は、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる旨定めており、地方自治法施行令第167条では指名競争入札によることができる場合を、同施行令第167条の2及び地方公営企業法施行令第21条の14では随意契約によることができる場合を、それぞれ限定している。

このことから、指名競争入札及び随意契約により契約を締結する場合は、適用条項を十分に検討し、起案書類に根拠条文のみならず具体的な理由も記載すべきである。

指名競争入札及び随意契約の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、

適正な事務処理に努められたい。

(3) 随意契約における見積書の徴取について

随意契約に係る起案において、見積書が2人以上の者から徴取しなければならない場合であったにもかかわらず、1人の者からしか徴取していないものがあった。

那覇市契約規則第23条第1項において、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定め、同項ただし書では1人の者から徴することができる場合を限定している。

随意契約の執行に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

第8 各課の予算執行状況等

各課の予算執行状況等については、以下のとおりである。

【市民文化部】

○ 市民生活安全課

1 所掌事務

- (1) 交通安全及び防犯に関すること。
- (2) 市民憲章の推進に関すること。
- (3) 法律相談及び陳情、市長への手紙その他の広聴に関すること。
- (4) 消費生活に関する啓発、情報の提供及び相談に関すること。
- (5) 計量法に関すること。
- (6) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (7) 空き家対策の総合調整に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

那覇地区防犯協会負担金	157万5,668円
那覇地区交通安全協会負担金	70万296円
那覇人権擁護委員協議会負担金	64万9,000円

イ 補助金の主なもの

保安灯設置等事業補助金	1,451万7,072円
自治会等保安灯電気料補助金	1,303万700円
那覇市交通安全市民運動推進協議会事業補助金	326万6,600円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

電子相談システム保守業務委託	65万4,480円
平成30年度交通安全スクールゾーン路面標示業務委託契約	56万1,600円
スクールゾーン標識撤去工事契約	27万円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

電子相談システム再構築事業	83万1,825円
複合機賃貸借及び保守業務契約	47万5,977円
電子相談システム機器更新事業契約	28万9,772円

4 財産の管理状況

(1) 物品

備品 303品(うち、重要備品1品)
重要備品

○ まちづくり協働推進課

1 所掌事務

- (1) 協働によるまちづくりの推進に関すること。
- (2) 市民の市政参画に関すること。
- (3) コミュニティの振興に関すること。
- (4) 自治会の活動支援に関すること。
- (5) NPO活動の支援に関すること。
- (6) 共同利用施設に関すること。
- (7) なは市民協働プラザの施設の維持管理及びなは市民活動支援センターに関すること。

2 予算の執行状況

- (1) 未収金
なし
- (2) 負担金、補助及び交付金の支出
 - ア 補助金の主なもの

自治会事務所賃借料補助金	1,027 万 3,200 円
自治会及び準備委員会等事業補助金	718 万 4,200 円
協働によるまちづくり推進事業	536 万 7,000 円

3 契約事務の状況

- (1) 業務委託契約の主なもの

那覇市連絡事務委託事業	4,149 万 3,600 円
なは市民協働プラザ警備業務委託	1,613 万 5,200 円
なは市民協働プラザ施設管理業務委託	555 万 1,200 円
- (2) 工事及び設計委託の契約

宮城自治会館共同利用施設アスベスト除去工事	825 万 4,440 円
-----------------------	---------------
- (3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

タクシー使用料	86 万 1,520 円
高速カラー印刷機賃貸借契約	71 万 5,392 円
モノクロ複合機賃貸借及び複写料金	59 万 3,212 円
- (4) 修繕料の契約の主なもの

なは市民協働プラザ修繕作業(有圧換気扇及びダクト交換)	29 万 4,138 円
地下受水槽内排気機(ラインファン)交換	29 万 2,680 円
なは市民協働プラザ再生水加圧ポンプ整備作業	19 万 9,800 円

4 財産の管理状況

- (1) 土地

市民活動支援施設用地	4,076.00 m ²
------------	-------------------------

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| (2) 建物の主なもの | |
| 市民活動支援施設(なは市民協働プラザ) | 8,857.27 m ² |
| 那覇市小禄自治会館 | 1,096.48 m ² |
| 那覇市大嶺自治会館 | 752.11 m ² |
| (3) 基金 | |
| 那覇市協働によるまちづくり推進基金 | 1億8,739万5,399円 |
| (4) 無体財産 | |
| 著作権(なは市民活動ハンドブック 2013) | 1件 |
| (5) 物品 | |
| 備品 951品(うち、重要備品3品) | |
| 重要備品 | |
| 手動よこ型ブラインド(一式) | 264万6,000円 |
| 監視カメラ及びモニター(一式) | 237万9,510円 |
| 防犯カメラ(一式) | 189万1,737円 |

○ ハイサイ市民課

支所(真和志支所、首里支所、小禄支所)

1 所掌事務

(ハイサイ市民課)

- (1) 戸籍法及び住民基本台帳法に関すること。
- (2) 身分その他諸証明に関すること。
- (3) 死産届に関すること。
- (4) 住民実態に関すること。
- (5) 身元照会及び犯罪人名簿に関すること。
- (6) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (7) 市民統計(人口動態調査等を含む。)に関すること。
- (8) 埋火葬の許可に関すること。
- (9) 児童手当法に基づく児童手当の受付に関すること。
- (10) 学齢児童生徒の転入学申請受付等に関すること。
- (11) 国民年金及び国民健康保険の資格得喪に関すること。
- (12) 国民年金手帳の交付再交付申請受付等に関すること。
- (13) 国民健康保険の被保険者証の交付に関すること。
- (14) 葬祭費の受付に関すること。
- (15) 印鑑登録に関すること。
- (16) 相続税法第58条の通知に関すること。
- (17) 支所に関すること。
- (18) 国民年金事業の企画及び普及に関すること。
- (19) 国民年金、福祉年金の裁定請求書諸届等の受理審査及び経由に関すること。
- (20) 福祉年金受給者の住所の変更にに関すること。
- (21) 特別障害給付金に関すること。
- (22) 出入国管理及び難民認定法第2条第2号に規定する外国人に係る住居地届出等に関すること。

- (23) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法における特別永住者に関すること。
- (24) 国民年金保険料の納付免除申請の受付に関すること。
- (25) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の指定及び通知並びに通知カード及び個人番号カードに関すること。
- (支所：真和志支所、首里支所、小禄支所)
- (26) 自治会に関すること。
- (27) 戸籍法及び住民基本台帳法に関すること。
- (28) 印鑑登録に関すること。
- (29) 身分その他諸証明に関すること。
- (30) 死産届に関すること。
- (31) 住民実態に関すること。
- (32) 埋火葬の許可に関すること。
- (33) 児童手当法に基づく児童手当の受付に関すること。
- (34) 学齢児童生徒の転入学申請受付等に関すること。
- (35) 国民年金及び国民健康保険の資格得喪に関すること。
- (36) 葬祭費の受付に関すること。
- (37) 国民健康保険の被保険者証の交付に関すること。
- (38) 所得証明、資産証明、納税証明等に関すること。
- (39) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の指定及び通知並びに通知カード及び個人番号カードに関すること(個人番号カードの交付及び再交付を除く。))。

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

沖縄県連合戸籍住民基本台帳事務協議会市町村負担金

16万2,700円

九州管内都市市民課主管者会議出席負担金

1万円

平成30年度全国都市国民年金協議会に係る九州ブロック負担金

1万円

イ 交付金

個人番号カード関連の委任に係る交付金

2,528万円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市ハイサイ市民課窓口業務委託

1億3,439万3,219円

ハイサイ市民課住基システム等入出力業務委託

2,695万6,800円

那覇市ハイサイ市民課マイナンバーカード関連業務委託

2,073万286円

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| (2) 工事及び設計委託の契約 | |
| 小禄支所等建設工事業務委託（基本設計） | 1,197 万 7,200 円 |
| (3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの | |
| 複合機賃貸借・保守業務 | 156万9,116円 |
| 手数料券売機賃貸借及び保守業務 | 112万7,520円 |
| タクシー使用料 | 43万6,200円 |
| (4) 修繕料の契約の主なもの | |
| H30年度 備品（行政ファクシミリ 5 台）に係る | |
| 保守・カウンター料金 | 58万9,391円 |
| 高圧気中開閉器及び高圧負荷開閉器 | 55万800円 |
| G H P 空調機整備作業（首里支所） | 37万2,438円 |

4 財産の管理状況

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| (1) 土地 | |
| 小禄支所 | 1,987.59 m ² |
| 首里支所 | 1,369.31 m ² |
| (2) 建物 | |
| 首里支所 | 932.13 m ² |
| | (うち、貸付 90.60 m ²) |
| 小禄支所 | 666.79 m ² |
| (3) 物品 | |
| 備品 | |
| 市民課(本庁) | 591 品(うち、重要備品 4 品) |
| 真和志支所 | 116 品(重要備品 1 品) |
| 首里支所 | 204 品(重要備品 1 品) |
| 小禄支所 | 155 品(重要備品 1 品) |
| 合計 | 1,066 品(うち、重要備品 7 品) |
| 重要備品 | |
| 窓口カウンター一式 | 342 万 1,425 円 |
| 案内コーナーカウンター一式 | 152 万 9,010 円 |
| 行政ファクシミリ一式 | 361 万 4,760 円 |
| 行政ファクシミリ一式 | 361 万 4,760 円 |
| 行政ファクシミリ一式（真和志支所） | 182 万 5,740 円 |
| 行政ファクシミリ一式（首里支所） | 182 万 5,740 円 |
| 行政ファクシミリ一式（小禄支所） | 182 万 5,740 円 |

○ 文化振興課

1 所掌事務

- (1) 文化行政の総合的施策の策定及び総合調整に関すること。
- (2) 文化事業の開発及び推進に関すること。
- (3) 文化団体の育成及び連絡調整に関すること。
- (4) 市民ギャラリーに関すること。
- (5) 市民会館及びパレット市民劇場の施設の運用管理に関すること。

- (6) 市民会館及びパレット市民劇場の自主文化事業の企画推進に関するこ
と。
(7) 新文化芸術発信拠点施設の建設及び管理運営に関すること。

2 予算の執行状況

- (1) 未収金
なし
(2) 負担金、補助及び交付金の支出
ア 補助金
文化協会助成事業補助金 180 万円
伝統芸能・文化の継承発展補助金（5 件） 99 万 9,058 円
(3) 補償、補填及び賠償金の支出
ア 補償金
新文化芸術発信拠点施設整備事業 3,040 万 2,445 円

3 契約事務の状況

- (1) 業務委託契約の主なもの
パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー
指定管理に関する協定 7,077 万 2,280 円
久茂地村跡緊急発掘調査（その2）（繰越） 2,734 万 6,859 円
平成 30 年度文化芸術ふれあい事業
沖縄伝統芸能公演（組踊）企画運営業務 723 万 3,458 円
(2) 工事及び設計委託の契約の主なもの
那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（建築）
7 億 9,684 万 1,000 円
パレット市民劇場舞台機構機能強化工事 9,018 万円
那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事業務委託（監理）
1,051 万 8,000 円
(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの
県有土地賃貸借契約 874 万 5,360 円
資料整理室の賃借 195 万 2,660 円
ノートパソコンリース料 26 万 7,300 円
(4) 修繕料の契約
パレット市民劇場空調機修繕 120 万 9,600 円
複写機保守料金 9,992 円

4 財産の管理状況

- (1) 土地
パレット市民劇場 (区分所有敷地権) 318.26 m²
新文化発信拠点施設用地 161.28 m²
(2) 建物
那覇市民会館（借地） 7,170.74 m²
パレット市民劇場 1,556.58 m²
(3) 出資による権利

一般財団法人 沖縄美ら島財団出損金	2,600 万円
公益財団法人 沖縄県立芸術大学振興財団出損金	
	445 万 2,000 円
(4) 基金	
那覇市新市民会館建設基金	15 億 1,843 万 8,097 円
那覇市文化振興基金	1,906 万 71 円
(5) 物品	
備品 2,485 品(うち、重要備品 178 品)	
重要備品の主なもの	
絵画(巖 F120 佐野義定)寄贈	3,250 万円
ピアノ(ベーゼンドルファーグランドピアノ スタンダードモデル 附属品付)	2,056 万 9,500 円
ピアノ(スタインウェイピアノ D-274 附属品付)	2,056 万 7,400 円

○ 文化財課

1 所掌事務

- (1) 埋蔵文化財の発掘調査の施行に関すること。
- (2) 指定文化財及び関連財産の維持管理に関すること。
- (3) 文化財関係団体の育成及び指導助言に関すること。
- (4) 玉陵及び識名園の管理運営に関すること。
- (5) 市史に関すること。
- (6) 歴史資料の編集・普及事業等に関すること。
- (7) 那覇市歴史博物館に関すること。
- (8) 史料文書の収集及び管理に関すること。
- (9) 那覇市立壺屋焼物博物館に関すること。
- (10) 文化財の保存及び活用に関する企画、調査及び研究に関すること。

2 予算の執行状況

- (1) 未収金
 - なし
- (2) 負担金、補助及び交付金の支出
 - ア 負担金の主なもの
 - 平成 30 年度那覇市歴史博物館共同管理費
579 万 4,620 円
 - 平成 30 年度那覇市歴史博物館設備予防保全積立金
57 万 9,600 円
 - 平成 30 年度全国史跡整備市町村協議会負担金
4 万円
 - イ 補助金
 - 文化財保存事業費補助金
392 万 4,994 円

3 契約事務の状況

- (1) 業務委託契約の主なもの

識名園管理業務委託	2,592 万円
国宝「琉球国王尚家関係資料」の文書記録類修理業務委託	2,170 万円
玉陵管理業務委託	1,317 万 6,000 円
(2) 工事及び設計委託の契約の主なもの	
識名園池石修復工事	275 万 4,000 円
円鑑池石積み補強工事	128 万 5,200 円
壺屋焼物博物館屋上屋根瓦改修工事	127 万 4,400 円
(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの	
資料整理室の賃借	1,171 万 5,964 円
倉庫の賃貸借（南風原町字津嘉山）	324 万円
複合機賃貸借契約	117 万 3,273 円
(4) 修繕料の契約の主なもの	
那覇市歴史博物館 第一第二収蔵庫加湿器、軟水器取替修繕	122 万 400 円
新垣家住宅登り窯焼き締め修繕	103 万 6,800 円
崎山せせらぎろ過槽修繕	49 万 6,800 円

4 財産の管理状況

(1) 土地の主なもの	
識名園	23,264.00 m ²
玉陵	16,689.00 m ²
伊江御殿別邸庭園	8,026.48 m ²
(2) 建物の主なもの	
展示室・展示場(焼物博物館)	1,852.58 m ²
展示室・展示場(歴史博物館)	810.00 m ²
玉陵 奉円館	268.36 m ²
(3) 無体財産	
著作権（那覇市史資料篇 他）	170 件
(4) 物品	
備品 1,198 品（うち、重要備品 135 品）	
重要備品の主なもの	
玉冠(付簪)(寄贈)	(評価額) 3 億円
赤地龍瑞雲嶮山文様繻珍唐衣裳(寄贈)	(評価額) 1 億円
紺地龍丸文様緞子唐衣裳(寄贈)	(評価額) 8,000 万円

【環境部】

○ 環境政策課

1 所掌事務

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) ゼロエミッション（資源循環型社会をいう。）の推進に関すること。
- (3) 地球温暖化対策に関すること。

- (4) 屋上及び壁面緑化に関すること。
- (5) I S O 1 4 0 0 1 の総括及び推進に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金の状況

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金

那覇市地球温暖化対策協議会負担金 40 万円

おきなわアジェンダ 21 県民会議負担金 3 万円

イ 補助金

那覇市住宅用省エネ設備導入促進助成事業補助金
61 万 7,500 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約

「クールチョイス広告物制作及びバス・モノレール車内広告」
業務委託 232 万 2,000 円
I S O 1 4 0 0 1 内部監査員養成研修業務委託 8 万 6,400 円

(2) 使用料及び賃借料の契約

複写機賃貸借契約 21 万 4,943 円
タクシー使用料 4 万 3,510 円
デジタル複合機賃貸借及び保守契約 3 万 675 円

(3) 修繕料の契約

E V 車両法定点検 4 万 1,117 円

4 財産の管理状況

(1) 基金

那覇市環境保全・創造基金 531 万 7,573 円

那覇市一般廃棄物処理施設建設等基金 80 万 8,180 円

(2) 物品

備品 47 品（うち、重要備品 1 品）

重要備品

普通乗用自動車（電気自動車） 312 万 9,000 円

○ 廃棄物対策課

1 所掌事務

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に係る総合計画の策定及び調整に関すること。
- (2) 那覇市・南風原町環境施設組合に関すること。
- (3) ごみ減量及び資源化に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理施設等の整備計画に関すること。
- (5) 一般廃棄物処理業及び処理施設の許可等及び指導監督に関すること。
- (6) 一般廃棄物のし尿処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関する

こと。

- (7) 産業廃棄物処理業及び処理施設の許可等及び指導監督に関すること。
- (8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可等に関すること。
- (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出等に関すること。
- (10) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること
(他課の所掌に属するものを除く。)
- (11) 排出事業者等に係る廃棄物の適正処理に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

那覇市・南風原町環境施設組合負担金	17 億 3,877 万 6,000 円
全国都市清掃会議会員費	19 万円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市一般廃棄物処理手数料徴収事業	7,473 万 6,052 円
エコマール那覇プラザ棟内啓発推進事業委託	1,211 万 7,600 円
「買い物ゲーム」による環境教育支援事業委託	291 万 6,000 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

タクシー使用料	22 万 5,970 円
デジタル複合機賃貸借契約	13 万 5,341 円
パソコン機器賃貸借契約	7 万 9,407 円

(3) 修繕料の契約

板金・塗装代	3 万 9,692 円
車検整備代	2 万 3,220 円

4 財産の管理状況

(1) 物品

備品 56 品 (うち、重要備品 1)

重要備品

普通乗用自動車(電気自動車)	312 万 9,000 円
----------------	---------------

○ クリーン推進課

1 所掌事務

- (1) 一般廃棄物に係る収集及び指導に関すること。
- (2) 一般廃棄物(焼却される廃棄物等を除く。)の処理等に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。

- (4) ごみ搬入道路に関すること。
- (5) ポイ捨て防止による環境美化促進に関すること。
- (6) 不法投棄防止に関すること。
- (7) 公衆便所の維持管理に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金の主なもの

資源ごみ収益金（滞納繰越分）	148 万 6,492 円
資源化物収集運搬禁止行為過料（現年度分）	8 万円
資源化物収集運搬禁止行為過料（滞納繰越分）	1 万円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

クリーン推進課事務所維持管理負担金	299 万 4,237 円
無線機維持管理	4 万 2,050 円
安全運転管理者等講習会負担金	1 万 3,500 円

(3) 補償、補填及び賠償金の支出

ア 補償金

電話線の移設に伴う補償金	57 万 2,824 円
--------------	--------------

イ 賠償金

車両事故賠償金	6 万 3,032 円
---------	-------------

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

一般家庭ごみ収集運搬業務委託	9 億 6,415 万 7,000 円
那覇市汚水処理場・多目的広場維持管理業務委託	2,782 万 5,120 円
草木の再生処理業務委託	2,696 万 5,349 円

(2) 工事及び設計委託の契約の主なもの

浸出水処理施設調整池屋根設置工事	5,586 万 8,400 円
エコマール那覇敷地内道路擁壁補強工事	2,539 万 5,160 円
浸出水処理施設配管設置工事	2,271 万 2,800 円

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

タクシー使用料	20 万 6,680 円
ごみ置き場管理用アプリケーション	13 万 680 円
デジタル複合機賃貸借	8 万 6,649 円

(4) 修繕料の契約の主なもの

ペットボトル圧縮梱包機MCナイロン交換整備	128 万 880 円
多目的広場芝張修繕	108 万円
攪拌ブロワ1号分解整備修繕	84 万 2,400 円

4 財産の管理状況

(1) 土地の主なもの

清掃工場埋立用地	8 万 2,904.11 m ²
----------	-----------------------------

那覇市環境センター 那覇市・南風原町環境施設組合貸付分

3 万 6,085.00 m²

那覇市環境センター

3 万 2,373.00 m²

(2) 建物の主なもの

エコマール那覇プラザ棟

3,711.47 m²

エコマール那覇リサイクル棟

2,649.00 m²

クリーン推進課汚水処理場

1,355.01 m²

(3) 物品

備品 326 品（うち、重要備品 62 品）

重要備品の主なもの

塵芥車（2 t 級ハイブリッド：走行充電型）（4 台）

各 1,674 万 7,500 円

塵芥車（2 t 級ハイブリッド：外部充電型）（4 台）

各 1,414 万 3,500 円

普通貨物自動車（ハイブリッド残渣運搬車）

1,039 万 5,000 円

○ 環境保全課

1 所掌事務

- (1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に係る規制、監視及び指導に関すること。
- (2) 公害の苦情処理相談及び紛争の処理に関すること。
- (3) 自然環境の保全に関すること。
- (4) 墓地、埋葬等に関する法律に基づく業務に関すること。
- (5) 霊園及び公営墓地に関すること。
- (6) 那覇空港周辺地域における住宅騒音防止対策事業に関すること。
- (7) その他環境保全に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会負担金

500 万円

国場川水あしび実行委員会負担金

30 万 6,000 円

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議運営負担金

8 万円

イ 補助金

住宅騒音防止対策事業費補助金

8,443 万 9,010 円

雨水施設等設置費補助金

46 万 2,500 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

識名霊園管理業務委託

794 万 7,720 円

公共用水域及び地下水の水質測定業務委託	669 万 6,000 円
有害大気汚染物質測定業務委託	448 万 2,000 円
(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの	
タクシー使用料	18 万 6,750 円
施設賃貸借料(松尾測定局)	12 万 2,086 円
デジタル複合機賃貸借及び保守	10 万 8,502 円
(3) 修繕料の契約	
市民共同墓塩素供給器修理	14 万 5,713 円
公用車法定点検及び部品交換	6 万 4,281 円
公用車修理	5,940 円

4 財産の管理状況

(1) 土地	
霊園	3 万 9,228.00 m ²
	(うち、貸付等 1 万 1,234.85 m ²)
(2) 建物の主なもの	
納骨堂(那覇市民共同墓)	915.64 m ²
納骨堂(南納骨堂)	718.24 m ²
識名霊園管理事務所	177.31 m ²
(3) 基金	
那覇市公営墓地整備等事業基金	5,211 円
(4) 物品	
備品 166 品(うち、重要備品 11 品)	
重要備品の主なもの	
分析装置(一酸化炭素)	338 万 1,000 円
普通乗用自動車(電気自動車)	311 万 8,500 円
分析装置(窒素酸化物・浮遊粒子状物質複合型)	303 万 4,500 円

○ 環境衛生課

1 所掌事務

- (1) 狂犬病の予防に関すること。
- (2) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (3) ハブ対策に関すること。
- (4) 空き地管理に関すること。
- (5) そ族昆虫の駆除に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金	
なし	
(2) 負担金、補助及び交付金の支出	
ア 負担金	
全国動物管理関係事業所協議会負担金	2 万 5,000 円

(3) 補償、補填及び賠償金の支出

ア 賠償金

譲渡対象犬の咬傷事故に係る賠償金 47 万 1,470 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

ハブ・衛生害虫等対策業務委託 1,231 万 2,000 円

犬猫の収容及び処分に関する業務委託 878 万 5,000 円

狂犬病予防法による登録事務等に関する業務委託
141 万 7,500 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

環境衛生課業務用車両賃貸借契約 40 万 8,240 円

環境衛生課動物運搬用車両賃貸借契約 24 万 4,944 円

デジタル複合機賃貸借及び保守業務契約 20 万 5,429 円

(3) 修繕料の契約の主なもの

車両一般修理 7 万 3,440 円

車検定期点検 6 万 3,471 円

車両一般整備 3 万 9,528 円

4 財産の管理状況

(1) 物品

備品 77 品（うち、重要備品 1 品）

重要備品

動物用麻酔器一式 110 万 7,000 円

【会計管理者】

○ 出納室

1 所掌事務

(1) 現金の出納に関すること。

(2) 現金及び財産の記録管理に関すること。

(3) 決算の調製に関すること。

(4) 公印の保管に関すること。

(5) 支出負担行為の確認及び収入、支出その他の命令書等の審査に関するこ
と。

(6) 出納職員等に関すること。

(7) 指定金融機関等に関すること。

(8) 室の予算、文書等に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金

地方自治体における資金管理運用の基礎研修参加負担金

3 万1,320円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約

那覇市歳入金の納付済通知書等による歳入の内容を電子計算機の外部記憶媒体に収録する業務契約 678 万 8,572 円

(2) 使用料及び賃借料の契約

モノクロデジタル複写機賃借料 43万7,188円

タクシー使用料 1 万8,090円

4 財産の管理状況

(1) 物品

備品 26 品(重要備品なし)

【議会事務局】

○ 庶務課、議事管理課、調査法制課

1 所掌事務

(1) 庶務課

ア 文書及び公印に関すること。

イ 予算、決算及び経理に関すること。

ウ 議員の身分及び議員報酬、費用弁償、共済等に関すること。

エ 政務活動費に関すること。

オ 職員の人事、服務及び給与に関すること。

カ 儀式、ほう賞、交際及び渉外に関すること。

キ 議事堂の管理に関すること。

ク 物品の出納保管に関すること。

ケ 自動車の運行管理に関すること。

コ 議長会及び局長会に関すること。

サ 他課の所管に属しないこと。

(2) 議事管理課

ア 本会議、委員会、公聴会及び正副委員長会議に関すること。

イ 議案、請願、陳情及び意見書等の取扱いに関すること。

ウ 議会において行う選挙に関すること。

エ 会議録、委員会記録に関すること。

オ 議会先例に関すること。

カ 事務局内の各種研究会に関すること。

キ 各派代表者会議及び全員協議会に関すること。

(3) 調査法制課

ア 市政一般及び諸法規の調査、研究に関すること。

イ 議会及び委員会等の特命調査に関すること。

- ウ 調査資料の収集、整理、作成及び保管に関すること。
- エ 各種の照会に対する調査及び回答に関すること。
- オ 行政視察の受入れに関すること。
- カ 議会の広報に関すること。
- キ 議会図書室に関すること。
- ク 条例、規則、規程等の制定改廃に関すること。
- ケ 議会が行う政策の立案及び提言に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

沖縄県市議会議長会負担金	158 万 7,000 円
全国市議会議長会負担金	126 万円
九州市議会議長会負担金	11 万 5,300 円

イ 補助金

政務活動費	4,320 万円
-------	----------

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

なは市議会だより配布業務委託	614 万 3,040 円
那覇市議会公式ホームページ再構築業務委託	431 万 4,600 円
市議会インターネット映像配信業務委託	129 万 6,000 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

SideBooks クラウドサービス使用料	97 万 2,000 円
複写機賃借料	65 万 9,807 円
議長車両賃借料	55 万 7,928 円

(3) 修繕料の契約

議場内スピーカーパネルの修繕	1 万 6,200 円
----------------	-------------

4 財産の管理状況

(1) 無体財産

著作権（那覇市議会史）	6 件
-------------	-----

(2) 物品

備品 593 品（うち、重要備品 10 品）

重要備品の主なもの

インフォメーションディスプレイ（6 台）

1,005 万 9,000 円

マイクロバス

510 万 4,372 円

会議用テーブル

142 万 1,400 円

上下水道局

○総務課

1 所掌事務

- (1) 文書及び公印に関すること。
- (2) 秘書、儀式及び交際に関すること。
- (3) 部内各課に関連する事務の総合調整に関すること。
- (4) 広報に関すること。
- (5) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (6) 条例、規程等の制定及び解釈、運用に関すること。
- (7) 車両の管理に関すること。
- (8) 庁舎の管理に関すること。
- (9) たな卸資産(原材料及び貯蔵量水器を除く。)の出納保管に関すること。
- (10) 財産の取得及び処分並びに財産管理の調整統括に関すること。
- (11) 不用品の処分に関すること。
- (12) 職員の任免、服務その他身分に関すること。
- (13) 職員の勤務条件に関すること。
- (14) 給与、報酬、費用弁償に関すること。
- (15) 職員の出張、研修、福利厚生及び労務管理に関すること。
- (16) 工事の請負、業務の委託、貯蔵品等の調達に係る契約に関すること。
- (17) 工事及び修繕の検査に関すること。
- (18) 貯蔵品等及び工事用資機材等の検収に関すること。
- (19) 日本水道協会及び日本下水道協会に関すること。
- (20) 部内他課に属しないこと。

2 予算の執行状況

- (1) 未収金

他会計負担金（水道事業）	1,224 万 3,898 円
他会計負担金（下水道事業）	172 万 4,000 円
その他雑収益	1 万 5,101 円
- (2) 負担金及び補助金の支出

ア 負担金の主なもの	
日本水道協会沖縄県支部会費	203 万 5,183 円
沖縄県治水協会負担金	96 万 1,000 円
日本下水道協会本部会費	89 万 6,870 円

3 契約事務の状況

- (1) 業務委託契約の主なもの

那覇市上下水道局庁舎警備及び電話受付業務委託	1,080 万円
那覇市上下水道局庁舎清掃業務委託	604 万 8,000 円
那覇市上下水道局庁舎空調設備保守点検業務委託	268 万 560 円
- (2) 賃借料の契約の主なもの

複合機賃貸借	73 万 7,738 円
タクシー使用料	37 万 1,830 円

- | | |
|------------------------------|-----------|
| モニター施設見学会に伴うバス賃借料 | 6万2,750円 |
| (3) 修繕費の契約の主なもの | |
| 那覇市上下水道局庁舎空調機部品交換及び換気ファン交換工事 | 64万8,000円 |
| 那覇市上下水道局レイアウト変更に伴う電話・電気 | |
| LANケーブル等配線工事 | 60万4,800円 |
| 那覇市上下水道局庁舎施設案内サイン取替工事 | 35万1,000円 |

4 財産の管理状況

(1) 土地の主なもの

上下水道局庁舎用地	12,184.77 m ²
	(うち、貸付等 2,279.00 m ²)
水源保護用地	3,907.00 m ²
	(うち、貸付等 3,907.00 m ²)
旧石嶺ポンプ場用地	1,339.38 m ²
	(うち、貸付等 1,256.00 m ²)

(2) 建物

上下水道局庁舎A棟及びE V棟	4,636.62 m ²
上下水道局庁舎B棟	1,269.98 m ²
	(うち、貸付等 700.48 m ²)

(3) 物品

ア 備品 577品(那覇市上下水道備品管理規程による備品)

イ 車両運搬具 3台

応急給水用車両	228万円
乗用車	193万5,000円
乗用車	167万4,057円

ウ 工具器具及び備品 71品

工具器具及び備品の主なもの

みずの資料室展示設備(一式)	7,227万9,000円
駐車場管理システム(一式)	1,863万2,000円
庁舎総合案内サイン設備(一式)	789万4,239円

○企画経営課

1 所掌事務

- (1) 経営基本計画の策定及び基本的な事業の総合調整に関すること。
- (2) 水道事業の変更認可申請に関すること。
- (3) 経営に伴う資料収集、調査及び改善に関すること。
- (4) 事務事業の改善に関すること。
- (5) 職員定数、組織及び事務分掌に関すること。
- (6) 特命事項に関すること。
- (7) 料金制度に関すること。
- (8) 財政計画の策定に関すること。
- (9) 予算編成及び執行管理に関すること。

- (10) 企業債に関すること。
- (11) 決算の調製及び業務状況の公表に関すること。
- (12) 経営の分析に関すること。
- (13) 会計伝票、証ひょう及び添付書類の審査、保管に関すること。
- (14) 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- (15) 一時借入金、資金計画及び資金の運用に関すること。
- (16) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (17) 消費税に関すること。
- (18) 電子計算業務に関すること。
- (19) 統計に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金の主なもの

他会計負担金	6,858 万 8,147 円
雨水処理負担金	5,734 万 4,058 円
雨水負担金	4,772 万 3,504 円

(2) 負担金及び補助金の支出

ア 負担金

水道事業への共通経費負担金 (下水道使用料徴収事務に係る経費)	1 億 9,702 万 6,373 円
水道事業への共通経費負担金 (庁舎の維持管理や電算業務などに係る経費)	9,326 万 4,024 円
沖縄県統計協会特別会員会費	1 万 5,000 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

局ネットワーク及びサーバー等の運用・保守業務委託	751 万 320 円
警備輸送ならびにこれに関する業務委託	129 万 6,000 円
財務会計システム保守管理業務委託	105 万 1,160 円

(2) 賃借料の契約

大容量ファイル転送システム	30 万 2,400 円
タクシー使用料	15 万 5,850 円

4 財産の管理状況

(1) 有価証券の主なもの

政府保証債第 358 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	1 億 9,960 万 2,000 円
北海道平成 28 年度第 10 回公募公債	1 億 9,960 万円
政府保証債第 334 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	1 億 9,920 万円

(2) 出資による権利

地方公共団体金融機構出資金(下水道事業)	414 万 7,000 円
地方公共団体金融機構出資金(水道事業)	240 万 5,000 円

(3) 物品

ア 備品 174 品(那覇市上下水道備品管理規程による備品)

イ 工具器具及び備品 388 品

工具器具及び備品の主なもの

メール無害化システム(一式) 2,789 万 1,830 円

財務会計システム(一式) 2,629 万 9,601 円

財務会計システム用サーバー(一式) 765 万 5,928 円

○ 料金サービス課

1 所掌事務

(1) 水道料金に関すること。

ア 給水契約申込みの受付等に関すること。

イ 使用水量の計量に関すること。

ウ 水道料金の調定に関すること。

エ 使用水量及び用途の認定に関すること。

オ 水道料金等の収納に関すること。

カ 給水装置の開閉及び廃止に関すること。

キ 水道料金の精算事務に関すること。

ク 水道料金の滞納整理に関すること。

ケ 共同住宅における各戸検針の申請等に関すること。

コ 各戸検針共同住宅の子メーター取替え指導に関すること。

サ 各戸検針制度の運用における改善指導等に関すること。

(2) 下水道使用料に関すること。

ア 排出汚水量の計量に関すること。

イ 下水道使用料の調定に関すること。

ウ 排出汚水量及び用途の認定に関すること。

エ 下水道使用料等の収納に関すること。

オ 下水道使用料の精算事務に関すること。

カ 下水道使用料の滞納整理に関すること。

キ 下水道事業に伴う関係機関への報告及び負担金等に関すること。

(3) 再生水料金に関すること。

ア 共同住宅における再生水利用申請に関すること。

イ 再生水利用水量の計量に関すること。

ウ 再生水料金の調定に関すること。

エ 再生水利用水量の認定に関すること。

オ 再生水料金等の収納に関すること。

カ 再生水利用設備の開閉及び供給の停止並びに再生水利用に関する契約の解除に関すること。

キ 再生水料金の滞納整理に関すること。

ク 再生水事業に伴う関係機関への供給量の報告及び負担金等に関すること。

ケ 再生水料金の精算事務に関すること。

コ 共同住宅における再生水計量子メーター取替え指導に関すること。

サ 共同住宅における再生水利用の改善指導に関すること。

- (4) 給水装置に関すること。
- (5) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (6) 量水器の維持管理に関すること。
- (7) たな卸資産(貯蔵量水器)の出納保管に関すること。
- (8) 廃棄量水器の処分に關すること。
- (9) 貯水槽水道の管理に関する指導、助言及び勧告並びに情報提供に関する
こと。
- (10) 下水道使用の開始受付に関すること。
- (11) 排水設備工事に関すること。
- (12) 排水設備指定工事店及び責任技術者に関すること。
- (13) 事業場から下水道に排除される水の水質管理に関すること。
- (14) 下水道接続の普及指導に関すること。
- (15) 水洗便所改造等の補助及び資金貸付けに関すること。
- (16) 再生水利用申請の受付に関すること。
- (17) 再生水施設(量水器)の維持管理に関すること。

2 予算の執行状況

- (1) 未収金の主なもの

水道料金(現年度分)	12 億 1,600 万 610 円
水道料金(滞納繰越分)	1,395 万 7,584 円
下水道使用料(現年度分)	6 億 7,114 万 5,827 円
下水道使用料(滞納繰越分)	645 万 2,506 円
再生水売却収益(現年度分)	1,388 万 4,151 円
- (2) 負担金及び補助金の支出
 - ア 負担金の主なもの

公共下水道汚水処理負担金	18 億 704 万 1,528 円
再生水利用負担金	4,827 万 4,095 円
浦添市前田地区徴収事務負担金	101 万 9,304 円
 - イ 補助金

水洗便所改造等設置補助金	322 万 7,567 円
--------------	---------------

3 契約事務の状況

- (1) 業務委託契約の主なもの

那覇市上下水道局お客様センター業務委託	1 億 9,362 万 2,400 円
水道料金等コンビニ収納代行業務委託	1,545 万 7,032 円
平成 30 年度量水器取替業務委託(その 2)	1,373 万 2,212 円
- (2) 賃借料の契約

タクシー使用料	36 万 6,990 円
---------	--------------
- (3) 修繕費の契約の主なもの

平成 30 年度スライド式書庫移設修繕工事	32 万 4,000 円
車両(沖縄 480 け 6906)修繕	25 万 3,796 円
車両(沖縄 400 そ 6873)修繕	2 万 7,218 円

4 財産の管理状況

(1) 債権

水洗便所改造等資金貸付金 378 万 3,500 円

(2) 物品

ア 備品 406 品(那覇市上下水道備品管理規程による備品)

イ 車両運搬具 8 台

車両運搬具の主なもの

給水車 1,170 万円

貨物自動車 105 万 1,430 円

軽貨物車 77 万 209 円

ウ 工具、器具及び備品 81 品

工具、器具及び備品の主なもの

大型プリンター 905 万 400 円

料金システムサーバー(一式) 657 万円

車両積載型加圧式給水タンク(2 台) 636 万 6,000 円

○ 水道管理課

1 所掌事務

- (1) 給水管・送水管・配水管及びこれらの附属設備の機能を維持、管理するための調査、設計及び施工管理に関すること。
- (2) 管理図面の作成及び原図管理に関すること。
- (3) 漏水防止の計画及び実施に関すること。
- (4) 漏水防止の啓発に関すること。
- (5) 給水管・送水管・配水管及びこれらの附属設備の修繕に関すること。
- (6) たな卸資産(原材料)の出納保管に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金

他会計負担金 389 万 1,000 円

雑収益 4 万 7,504 円

(2) 負担金及び補助金の支出

ア 負担金

平成 30 年度企業局施設用地(借地)の土地賃借料 7 万 5,586 円

無線技師資格取得講習会出席負担金 5 万 1,740 円

電波利用料の納付 2 万 6,500 円

(3) 補償金及び賠償金の支出

ア 補償金

家屋庇の落下に伴う損害箇所の補償 86 万 4,000 円

配水管布設跡段差による自動車破損事故の補償 16 万 5,000 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

水道管緊急修繕工事及び保安業務委託(4 件) 4,362 万 7,680 円

平成 30 年度漏水調査業務委託(3 件) 1,760 万 760 円
マッピングシステム保守及びデータ更新支援業務委託
500 万 400 円

(2) 賃借料の契約

土地賃借料 6 万 3,432 円
タクシー使用料 5 万 8,300 円

(3) 修繕費の契約の主なもの

水道管緊急修繕工事及び保安業務委託(4 件)
1 億 8,855 万 9,360 円
水道修繕跡アスファルト舗装復旧工事 2,371 万 6,800 円
車検整備(3 号車) 12 万 3,057 円

4 財産の管理状況

(1) 物品

ア 備品 269 品(那覇市上下水道局備品管理規程による備品)

イ 車両運搬具 8 台

車両運搬具の主なもの

貨物車 203 万 6,810 円
貨物車 189 万 440 円
貨物車 187 万 1,083 円

ウ 工具器具及び備品 92 品

工具器具及び備品の主なもの

マッピングシステム(データ)(一式) 9,411 万 2,826 円
サーバー(一式) 644 万 6,000 円
業務無線アンテナ鉄塔 494 万 6,780 円

○ 配水課

1 所掌事務

- (1) 配水系統及び水圧の管理に関すること。
- (2) 受水に関すること。
- (3) 水質管理に係る計画及び検査に関すること。
- (4) 配水池及び送水ポンプ場の維持管理に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

無線技師資格取得講習会出席負担金 2 万 5,870 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

平成 30 年度上下水道施設維持管理等業務委託 3,880 万円

平成 30 年度定期水質検査業務委託	513 万 9,720 円
平成 30 年度上下水道施設草刈清掃業務委託	261 万 3,600 円
(2) 工事及び設計委託の契約	
平成 30 年度配水中ブロック電磁流量計取替工事	1,512 万円
(3) 賃借料の契約	
土地賃借料(新川配水池用地)	379 万 8,816 円
(4) 修繕費の契約の主なもの	
豊見城ポンプ場他 1 箇所送水ポンプ整備工事	756 万円
安里配水池門扉修繕工事	129 万 9,240 円
泊配水池No. 1 水位計修繕工事	127 万 4,400 円

4 財産の管理状況

(1) 土地の主なもの

安里配水池	1 万 998.00 m ² (うち、貸付等 22.00 m ²)
泊配水池	1 万 299.00 m ² (うち、貸付等 1,356.73 m ²)
赤嶺配水池	4,089.00 m ² (うち、貸付等 0.14 m ²)

(2) 建物の主なもの

豊見城ポンプ場	998.59 m ²
石嶺ポンプ場	815.72 m ²
垣花ポンプ場	610.04 m ²

(3) 物品

ア 備品 267 品(那覇市上下水道備品管理規程による備品)

イ 車両運搬具 3 台

貨物車	120 万 7,958 円
貨物車	120 万円
貨物車	87 万 6,500 円

ウ 工具器具及び備品 53 品

工具器具及び備品の主なもの

給水タンク(1 台)	164 万 4,000 円
ドラフトチャンバー(実験室用局所排気装置)	94 万 8,000 円
色度濁度測定器	90 万 2,000 円

○水道工務課

1 所掌事務

- (1) 水道施設工事の調査及び計画に関すること。
- (2) 水道施設工事の設計及び施工監理に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金

他会計負担金	1,482 万 7,000 円
--------	-----------------

(2) 負担金及び補助金の支出

ア 負担金

神原橋上水道管路添架に伴う工事費負担金	8万4,000円
「第3級陸上特殊無線技士養成課程」講習会参加負担金	5万1,740円
公共調達・公共工事と会計検査講習会受講料	1万4,000円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約

設計積算システムソフトウェア保守業務委託	49万6,800円
----------------------	-----------

(2) 工事及び設計委託の契約の主なもの

平成29年度石嶺地内配水管布設替外1件工事(繰越)	1億724万4,000円
平成30年度県道11号線送水管布設替工事	9,558万円
平成29年度奥武山町地内配水幹線布設替工事(その2)(繰越)	9,558万円

(3) 賃借料の契約

豊見城配水池建設事業に伴う土地一時使用賃借料	104万円
パソコン関連機器及び図面用複写機賃貸借	49万6,800円
タクシー使用料	5万5,160円

(4) 修繕費の契約

車検・定期点検及び修理代(4台)	22万1,360円
平成30年スライド式書庫移設修繕工事	16万2,000円

4 財産の管理状況

(1) 物品

ア 備品 186品(那覇市上下水道局備品管理規程による備品)

イ 車両運搬具 4台

車両運搬具の主なもの

貨物車	172万円
貨物車	112万3,650円
軽貨物車	83万1,400円

ウ 工具器具及び備品 16品

工具器具及び備品の主なもの

設計積算CADシステム	690万1,200円
システムサーバー一式(システムサーバー)	69万6,000円
車載用無線機(固定式)	50万5,873円

○下水道課

1 所掌事務

- (1) 下水道施設の維持管理に関すること。
- (2) 下水道の災害復旧工事に関すること。
- (3) 河川の協議に関すること。

- (4) 下水道敷の占用許可等に関する事。
- (5) 法定外公共物に関する事。
- (6) 下水道の水量及び水質調査に関する事。
- (7) 下水道施設管理上の調整、指導等に関する事。
- (8) 下水道の事業計画に関する事。
- (9) 下水道施設工事の設計及び施工監理に関する事。
- (10) 下水道の供用開始に関する事。
- (11) 再生水施設（量水器を除く。）の維持管理に関する事。
- (12) 再生水施設工事の設計及び工事管理に関する事。

2 予算の執行状況

(1) 負担金及び補助金の支出

ア 負担金の主なもの

農連市場地区防災街区整備事業（繰越）	1 億 5,536 万 8,590 円
平成 30 年度し尿等下水道放流施設維持管理負担金（課税分）	461 万 7,115 円
平成 30 年度し尿等下水道放流施設維持管理負担金（不課税分）	130 万 885 円

(2) 補償金及び賠償金の支出

ア 補償金

公共下水道事業（物件 2 件）	684 万 1,662 円
-----------------	---------------

イ 賠償金

下水道施設損害賠償金	830 万 7,920 円
------------	---------------

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

平成 30 年度公共下水道維持管理業務委託（その 1）	5,378 万 4,000 円
平成 30 年度公共下水道維持管理業務委託（その 2）	4,395 万 6,000 円
平成 30 年度下水道ストックマネジメント計画策定業務委託	3,929 万 400 円

(2) 工事及び設計委託の契約の主なもの

平成 29 年度 5 工区樋川地内公共下水道（雨水）工事 （現年度・繰越）	3 億 411 万 7,200 円
平成 30 年度 5 工区樋川地内公共下水道（雨水）工事	1 億 1,874 万 6,000 円
平成 29 年度 3 工区小緑地内公共下水道（汚水）工事（繰越）	4,974 万 4,800 円

(3) 賃借料の契約

タクシー使用料	82 万 4,990 円
雨水維持管理用自動車賃貸	32 万 4,000 円

(4) 修繕費の契約の主なもの

平成 30 年度人孔蓋柵蓋緊急修繕工事	3,963 万 6,000 円
---------------------	-----------------

平成 30 年度 1 工区公共下水道修繕工事	3,137 万 4,000 円
平成 30 年度 3 工区公共下水道修繕工事	1,630 万 8,000 円

4 財産の管理状況

(1) 土地の主なもの

雨水調整池（合算）	6,724.63 m ²
具志汚水中継ポンプ場用地	1,300.34 m ²
赤嶺汚水中継ポンプ場用地（合算）	1,260.01 m ²

(2) 建物の主なもの

具志汚水中継ポンプ場	450.16 m ²
赤嶺汚水中継ポンプ場（ポンプ棟）	270.56 m ²
古波蔵雨水ポンプ場	80.36 m ²

(3) 物品

ア 備品 265 品（那覇市上下水道局備品管理規程による備品）

イ 車両運搬具 3 台

貨物自動車 174 万 3,680 円

貨物車 139 万円

軽自動車 84 万 2,593 円

ウ 工具器具及び備品 39 品

工具器具及び備品の主なもの

下水道情報管理システム（追加ライセンス一式）

296 万 3,229 円

下水道情報管理システム用サーバー（一式） 278 万 8,000 円

バックアップサーバー 152 万 9,000 円

【監査委員】

○ 監査委員事務局

1 所掌事務

- (1) 監査に関する基礎資料の収集整理に関すること。
- (2) 監査事務の企画運営に関すること。
- (3) 外部監査に関すること（地方自治法に規定する監査委員の職務権限に係るものに限る。）。
- (4) 公文書の公開又は非公開に関すること。
- (5) 人事に関すること。
- (6) 公印の管守に関すること。
- (7) 例規の制定改廃に関すること。
- (8) 物品の出納保管に関すること。
- (9) 文書の収受、発送に関すること。
- (10) その他事務局の庶務に関すること。。

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

全国都市監査委員会会費	8 万円
九州各市監査委員会負担金	3 万 6,000 円
NOMA行政管理講座負担金	3 万 1,320 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約

平成 30 年度工事技術調査業務	35 万 7,000 円
------------------	--------------

(2) 使用料及び賃借料の契約

デジタル複合機賃貸借及び保守業務	21 万 4,283 円
タクシー使用料	6 万 5,280 円

4 財産の管理状況

(1) 物品

備品 133 品(重要備品なし)